

○ 左京区聖護院蓮華蔵町用地活用事業者募集 質問回答

掲載日2022/11/7

質問内容	回答
アスファルト舗装は駐車場部分だけでよいのか。西側の法面部分も必要か。	一体的にアスファルト舗装をしていただく必要があります。
西側に既設フェンスがあるが、駐車場部分と疏水事務所使用部分を分けるために新規フェンスの設置が必要か。また、南側についてもフェンスの設置が必要か。必要な場合、フェンスの高さに指定はあるか。	西側、南側ともに必要です。 フェンスの高さは1.5mとします。
東側の前面道路から乗入部分を作成する際、境界部分との段差解消のためにすりつけ舗装等は必要か。	活用事業者の判断ですりつけ舗装をしていただいても構いません。
東側フェンスについて、駐車場として使用するにあたり、必要な箇所は撤去しても問題ないか。また、原状回復する際に設置するフェンスに指定はあるか。	東側フェンスについては、撤去していただいても構いません。 原状回復の際のフェンスについては、特に指定はありませんが、設置前にサイズや色等について当局と協議が必要です。
聖護院保育園前道路(北側道路)から駐車場を認知することが難しいため、北側道路沿いに看板を設置することはできないか。	当局用地で提供できる箇所はありません。
「京都市圏パーク&ライド駐車場への登録」とあるが、登録には10台以上の駐車場であることが条件として記載されており、10台未満の場合は登録不可となるが問題ないか。	その見解で問題ありません。
料金変更を行う場合は、事業者判断で変更可能か。	駐車場の料金設定については、活用事業者の判断で変更可能です。